

双葉地方広域市町村圏組合事務局障がい者活躍推進計画

双葉地方広域市町村圏組合事務局障がい者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の2第1項及び第7条の3の規定に基づき策定したものである。

| | |
|---------------------------------|---|
| 機関名 | 双葉地方広域市町村圏組合事務局 |
| 任命権者 | 管理者 伊澤 史朗 |
| 計画期間 | 令和2年7月31日から令和7年3月31日（5年間） |
| 双葉地方広域市町村圏組合事務局における障がい者雇用に関する課題 | <p>双葉地方広域市町村圏組合事務局は、職員総数が27人程度の小規模な機関であり、法定雇用率から障がい者の雇用義務はなく、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、職員の高齢化に伴い、中途障害者となる職員も想定されるが、個別に対応することとし、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p> |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | <p>○障がい者雇用に関する理解の促進・啓発を目標とする。</p> <p>○職員募集を行う際には、障がい者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。</p> |
| ② 定着に関する目標 | <p>なし</p> <p>※今後、障がい者である職員の定着データを把握予定。</p> |
| 取組内容 | |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備 | <p>○障がい者雇用推進者として、総務課長を選任する。</p> <p>○新たに障がい者を雇用した場合や職員が中途障害者となった場合においては、速やかに相談窓口を設置する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | <p>○異動又はその他定期的に面談等を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討する。</p> <p>○障がいにより従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> |
| 4. その他 | <p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の拡大を推進する。</p> |